

(別 紙)

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次 (注) 簿書様式は、平成23年12月14日現在の法令に基づくものである。<u>ただし、相続税の申告書等は平成24年4月1日現在の法令に基づくものである。</u> (第1 省略) 第2 相 続 税 関 係 (1～13-5 省略) <u>13-6 相続税の申告書（第8の3表の付表）</u> <u>13-7 同（第8の4表）</u> (14～37-1 省略) <u>37-2-1 相続税の修正申告書（第8の3表）</u> <u>37-2-2 同（第8の4表）</u> (37-3～52-1 省略) <u>52-2 相続税の更正通知書（付表3）（通知用）</u> (53～60 省略) 第3 贈 与 税 関 係 (1～9 省略) <u>9-1 平成23年分贈与税の修正申告書（第3表）（別表の付表）</u> <u>9-2 同（控用）</u> (10～18-2 省略) <u>18-3 平成 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書（第一表の三）（通知用）</u> (19～24 省略) (第4～第7 省略) 第8 納 税 猶 予 関 係 (1～16 省略) <u>(削除)</u>	目 次 (注) 簿書様式は、平成23年12月14日現在の法令に基づくものである。 (第1 同左) 第2 相 続 税 関 係 (1～13-5 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (14～37-1 同左) 37-2 相続税の修正申告書（第8の3表） <u>(新規)</u> (37-3～52-1 同左) <u>(新規)</u> (53～60 同左) 第3 贈 与 税 関 係 (1～9 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u> (10～18-2 同左) <u>(新規)</u> (19～24 同左) (第4～第7 省略) 第8 納 税 猶 予 関 係 (1～16 同左) <u>17 特定転用の継続届出書</u>

<u>(削除)</u> (19～63 省略) <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (72～83-15 省略) 83-16-1 <u>贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u> 83-16-2 <u>相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書</u> 105 <u>認定相続承継会社等が外国会社等の株式等を有する場合の納税猶予税額算出の基となる特例相続非上場株式等の価額の計算書</u> 第9 措法第40条の規定による承認申請関係 (1～21 省略) <u>(削除)</u> (23～36 省略) 第10 更正の請求関係 (1～5-1 省略) 5-2 <u>税の更正の請求書（贈与税—付表3）</u> (第11 省略)	18 <u>同付表</u> (19～63 同左) 64 <u>特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：1号該当分）</u> 65 <u>同 付表（平成3年分：1号該当分）</u> 66 <u>特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）</u> 67 <u>特定市街化区域農地等の特定転用に関する承認申請書（平成3年分：2号該当分）</u> 68 <u>同 付表（平成3年分：2号該当分）</u> 69 <u>共同住宅の建設工事の着手に関する届出書（平成3年分：1・2号共通）</u> 70 <u>建築確認通知書の写し等の提出確約書（平成3年分：1・2号共通）</u> 71 <u>共同住宅の賃貸を公募により行う旨の届出書（平成3年分：2号該当分）</u> (72～83-15 同左) <u>(新規)</u> 83-16 特定貸付けに関する届出書 <u>(新規)</u> 第9 措法第40条の規定による承認申請関係 (1～21 同左) 22 <u>租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第18表）</u> (23～36 同左) 第10 更正の請求関係 (1～5-1 同左) <u>(新規)</u> (第11 同左)
--	---

相続税の申告書

FD3527

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
フリガナ	(被相続人)		
氏 名		印	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住 所		〒 ()	
(電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職 業		
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号			
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③) ①		
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦) ②		
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③		
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④		
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤) ⑤		
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額 (人) ⑦		
	相続税の総額 ⑧		
	一般の場合 ⑨		
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 ⑩		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤) ⑪		
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2③) ⑫		
	配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤) ⑬		
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥) ⑭		
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥) ⑮		
	相次相続控除額 (第7表③又は⑥) ⑯		
	外国税額控除額 (第8表1⑧) ⑰		
	計 ⑱		
	差引税額 (⑧+⑩-⑱)又は(⑧+⑩-⑲) (赤字のときは0) ⑳		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑤) ㉑		
	小 計 (㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て) ㉒		
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦) ㉓		
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩) ㉔		
	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑩) ㉕		
	申告期限までに納税額 (㉒-㉕) ㉖		
	申告期限までに納付すべき税額 (㉖-㉗) ㉗		
	還付される税額 (㉗-㉘) ㉘		

(注) ⑥欄の金額が赤字となる場合は、⑥欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑥欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑤) があるときは⑥欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
	申告年月日				

第1表 (平24-4)

(資4-20-1-1-A4統一)

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

〒

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成24年4月分以降用)

※税務署整理欄
通日付印
年月日
..
(確認者印)

相続税の申告書

FD3525

税務署長 殿
年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

※申告期限延長日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
フリガナ	(被相続人)		
氏 名		印	
生 年 月 日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)	
住 所		〒 ()	
(電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職 業		
取 得 原 因	該当する取得原因を○で囲みます。 相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※ 整 理 番 号			
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③) ①		
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦) ②		
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦) ③		
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0) ④		
	純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤) ⑤		
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て) ⑥		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額 (人) ⑦		
	相続税の総額 ⑧		
	一般の場合 ⑨		
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合 ⑩		
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤) ⑪		
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2③) ⑫		
	配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤) ⑬		
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥) ⑭		
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥) ⑮		
	相次相続控除額 (第7表③又は⑥) ⑯		
	外国税額控除額 (第8表1⑧) ⑰		
	計 ⑱		
	差引税額 (⑧+⑩-⑱)又は(⑧+⑩-⑲) (赤字のときは0) ⑳		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑤) ㉑		
	小 計 (㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て) ㉒		
	農地等納税猶予税額 (第8表2⑦) ㉓		
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩) ㉔		
	山林納税猶予税額 (第8の3表2⑩) ㉕		
	申告期限までに納税額 (㉒-㉕) ㉖		
	申告期限までに納付すべき税額 (㉖-㉗) ㉗		
	還付される税額 (㉗-㉘) ㉘		

(注) ⑥欄の金額が赤字となる場合は、⑥欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑥欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表⑤) があるときは⑥欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄	申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	捺印
	申告年月日				

第1表 (平22-4)

(資4-20-1-1-A4統一)

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

〒

□ 税理士法第30条の書面提出有 □ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成21年4月分以降用)

※税務署整理欄
通日付印
年月日
..
(確認者印)

相続税の申告書

税務署長 殿

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名	(被相続人)				
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)	
住所					
(電話番号)				(-)	
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦		円	
	相続税の総額	⑧		円	
	一般の場合	⑨		円	
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩		円	
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪		円	
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑫)	⑫			
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑬又は⑭)	⑬			
	未成年者控除額 (第6表1⑮、⑯又は⑰)	⑭			
	障害者控除額 (第6表2⑱、⑲又は⑳)	⑮			
	相次相続控除額 (第7表㉑又は㉒)	⑯			
	外国税額控除額 (第8表1㉓)	⑰			
	計	⑱			
	差引税額 (⑧+⑱-⑪)又は(⑧+⑱-⑪) (赤字のときは0)	⑲			
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑳)	㉑			
	小計 (㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒			
	農地等納税猶予税額 (第8表2㉔)	㉓			
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉕)	㉔			
	山林納税猶予税額 (第8の3表2㉖)	㉕			
	申告期限までに納税額	㉖			
	納付すべき税額 (㉖-㉗)	㉗			
	還付される税額	㉘			

(注) ①欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑧欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表㉑) があるときは⑧欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

第1表控 (平24.4)

(資4-20-1-5-A4統一)

☐ 税理士法第30条の書面提出有☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成24年4月分以降用)

相続税の申告書

税務署長 殿

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

税務署受付印

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
氏名	(被相続人)				
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)			年 月 日 (年齢 歳)	
住所					
(電話番号)				(-)	
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥		円	
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦		円	
	相続税の総額	⑧		円	
	一般の場合	⑨		円	
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑩		円	
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪		円	
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑫)	⑫			
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑬又は⑭)	⑬			
	未成年者控除額 (第6表1⑮、⑯又は⑰)	⑭			
	障害者控除額 (第6表2⑱、⑲又は⑳)	⑮			
	相次相続控除額 (第7表㉑又は㉒)	⑯			
	外国税額控除額 (第8表1㉓)	⑰			
	計	⑱			
	差引税額 (⑧+⑱-⑪)又は(⑧+⑱-⑪) (赤字のときは0)	⑲			
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑳)	㉑			
	小計 (㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒			
	農地等納税猶予税額 (第8表2㉔)	㉓			
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉕)	㉔			
	申告期限までに納税額	㉖			
	納付すべき税額 (㉖-㉗)	㉗			
	還付される税額	㉘			

(注) ①欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑧欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額 (第11の2表㉑) があるときは⑧欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

第1表控 (平24.4)

(資4-20-1-5-A4統一)

☐ 税理士法第30条の書面提出有☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

第1表 (平成21年4月分以降用)

相続税の申告書(続)

FD3528

※申告期限延長日		年	月	日	※申告期限延長日		年	月	日
フリガナ		財産を取得した人				財産を取得した人			
氏	名	印				印			
生	年	月	日	年		月	日	(年齢 歳)	
住	所	〒				〒			
(電話番号)		(- -)				(- -)			
被相続人との続柄	職業								
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※整理番号									
取得財産の価額(第11表③)	①	円				円			
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②								
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③								
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④								
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤								
課税価額(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	000				000			
各人の算出税額の計算									
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	/				/				
相続税の総額	⑦	/				/			
一般の場合	⑧	円				円			
あん分割合(金人の⑤)	⑨								
算出税額(人の⑤)	⑩								
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑪								
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑫	円				円			
暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑬								
配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)	⑭								
未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑮								
障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑯								
相次相続控除額(第7表③又は④)	⑰								
外国税額控除額(第8表1⑥)	⑱								
計	⑲								
差引税額(⑮+⑯-⑰)又は(⑮+⑯-⑰)(赤字のときは0)	⑳								
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑤)	㉑	00				00			
小計(⑲-㉑)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉒								
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉓	00				00			
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑧)	㉔	00				00			
山林納税猶予税額(第8の3表2⑨)	㉕	00				00			
申告申告期限までに納税額納付すべき税額(㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖	00				00			
還付される税額	㉗	△				△			

(注) ⑧欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑤欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	地籍印
申告年月日				

第1表(続)(平24.4)

(資4-20-2-1-A4統一)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

相続税の申告書(続)

FD3526

※申告期限延長日		年	月	日	※申告期限延長日		年	月	日
フリガナ		財産を取得した人				財産を取得した人			
氏	名	印				印			
生	年	月	日	年		月	日	(年齢 歳)	
住	所	〒				〒			
(電話番号)		(- -)				(- -)			
被相続人との続柄	職業								
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※整理番号									
取得財産の価額(第11表③)	①	円				円			
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②								
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③								
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④								
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤								
課税価額(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	000				000			
各人の算出税額の計算									
法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	/				/				
相続税の総額	⑦	/				/			
一般の場合	⑧	円				円			
あん分割合(金人の⑤)	⑨								
算出税額(人の⑤)	⑩								
租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	⑪								
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑫	円				円			
暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑬								
配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)	⑭								
未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑮								
障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑯								
相次相続控除額(第7表③又は④)	⑰								
外国税額控除額(第8表1⑥)	⑱								
計	⑲								
差引税額(⑮+⑯-⑰)又は(⑮+⑯-⑰)(赤字のときは0)	⑳								
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑤)	㉑	00				00			
小計(⑲-㉑)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉒								
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉓	00				00			
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑧)	㉔	00				00			
山林納税猶予税額(第8の3表2⑨)	㉕	00				00			
申告申告期限までに納税額納付すべき税額(㉒-㉓-㉔-㉕)	㉖	00				00			
還付される税額	㉗	△				△			

(注) ⑧欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑤欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

申告区分	年分	名簿番号	グループ番号	地籍印
申告年月日				

第1表(続)(平22.4)

(資4-20-2-1-A4統一)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

第1表(続)(平成21年4月分以降用)

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人			
氏名		印		印			
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)			
住所	〒 (電 話 番 号)	〒 (電 話 番 号)		〒 (電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職 業			被相続人との続柄	職 業		
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※ 整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①			円		
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②			円		
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③			円		
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④			円		
	純資産価額に加算される贈与税額(第14表1④)	⑤			円		
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥			円		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	相続・遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。				
	相続税の総額	⑧					
	一般の場合(あん分割合(⑦×各人の⑧))	⑨					
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合(算出税額(⑨×各人の⑧))	⑩					
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪			円		
	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫			円		
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬			円		
	未成年者控除額(第6表1②、③又は④)	⑭			円		
	障害者控除額(第6表2②、③又は④)	⑮			円		
	相次相続控除額(第7表①又は②)	⑯			円		
	外国税額控除額(第8表1⑧)	⑰			円		
	計	⑱			円		
	※ ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰又は(⑱+⑰-⑱)(赤字のときは0)	⑲			円		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑧)	⑳			円		
小計(⑲-⑳)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑			円			
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉒			円			
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)	㉓			円			
山林納税猶予税額(第8の3表2⑤)	㉔			円			
申告 申告期限までに納税額 納付すべき税額	㉕			円			
申告 申告期限までに納税額 納付すべき税額	㉖			円			
還付される税額	㉗			円			

(注) ⑧欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑧欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの⑧欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

相続税の申告書(続)

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		財産を取得した人		財産を取得した人			
氏名		印		印			
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)	年 月 日 (年齢 歳)		年 月 日 (年齢 歳)			
住所	〒 (電 話 番 号)	〒 (電 話 番 号)		〒 (電 話 番 号)			
被相続人との続柄	職 業			被相続人との続柄	職 業		
取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与				
※ 整理番号							
課税価格の計算	取得財産の価額(第11表③)	①			円		
	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②			円		
	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③			円		
	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④			円		
	純資産価額に加算される贈与税額(第14表1④)	⑤			円		
	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥			円		
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額	⑦	相続・遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑬欄の税額を記入します。				
	相続税の総額	⑧					
	一般の場合(あん分割合(⑦×各人の⑧))	⑨					
	租税特別措置法第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合(算出税額(⑨×各人の⑧))	⑩					
各人の納付・還付税額の計算	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪			円		
	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2⑬)	⑫			円		
	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬			円		
	未成年者控除額(第6表1②、③又は④)	⑭			円		
	障害者控除額(第6表2②、③又は④)	⑮			円		
	相次相続控除額(第7表①又は②)	⑯			円		
	外国税額控除額(第8表1⑧)	⑰			円		
	計	⑱			円		
	※ ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰又は(⑱+⑰-⑱)(赤字のときは0)	⑲			円		
	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑧)	⑳			円		
小計(⑲-⑳)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉑			円			
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉒			円			
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)	㉓			円			
申告 申告期限までに納税額 納付すべき税額	㉔			円			
申告 申告期限までに納税額 納付すべき税額	㉕			円			
還付される税額	㉖			円			

(注) ⑧欄の金額が赤字となる場合は、⑧欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑧欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの⑧欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ 氏名 相続開始年月日 平成 年 月 日				
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額) 円 還付される税額 (相続税の申告書第1表の②の金額) △ 円 A				
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ
	※ 整理欄 (記入しないでください。)				
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(5) 電話番号				
	(6) 承継割合・..... B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(8) 各人の(7)の合計	円			
	(9) (7)の(8)に対する割合 (7) (8)				
6 税額	A × B 納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1 (平24.4)

(資4-20-1-2-A4統一)

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

この表は、次の①から③に掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。
① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合
② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合
③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ 氏名 相続開始年月日 平成 年 月 日				
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額	納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額) 円 還付される税額 (相続税の申告書第1表の②の金額) △ 円 A				
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 相続人等の代表者の氏名					
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。) 限定承認					
5 相続人等に関する事項	(1) 住所	〒	〒	〒	〒
	(2) 氏名	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ	フリガナ フリガナ フリガナ フリガナ
	※ 整理欄 (記入しないでください。)				
	(3) 職業及び被相続人との続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄	職業 続柄
	(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日
	(5) 電話番号				
	(6) 承継割合・..... B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円
	(8) 各人の(7)の合計	円			
	(9) (7)の(8)に対する割合 (7) (8)				
6 税額	A × B 納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円	△ 円

第1表の付表1 (平22.4)

(資4-20-1-2-A4統一)

改正後

書きかた等

《使用目的等》

1この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。

2この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。

3共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

○「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

(1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。

(2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

1「1死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄

死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。

2「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄

死亡した人の申告書第1表の⑧欄（還付になる場合には⑨欄）の金額を転記してください。

3「5相続人等に関する事項」

共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。

(1)「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

(2)「氏名」欄

この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

(3)「承継割合・・・B」欄

法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(4)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

4「6税額」欄

この欄には、「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(平24.4)

改正前

書きかた等

《使用目的等》

1この第1表の付表1は、表面の①から③のいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。

2この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。

3共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

○「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。

なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。

(1)上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。

(2)下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所地を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

《第1表の付表1の書きかた》

1「1死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄

死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。

2「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄

死亡した人の申告書第1表の⑧欄（還付になる場合には⑨欄）の金額を転記してください。

3「5相続人等に関する事項」

共同で申告するかどうかにかかわらず、すべての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除く。）について記入してください。

(1)「住所」欄

相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。

(2)「氏名」欄

この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。

なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。

(3)「承継割合・・・B」欄

法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。

（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。

なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

被相続人に	子がいる場合	相続人	法定相続分
		配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

(4)「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄

各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。

なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。

4「6税額」欄

この欄には、「2死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。

なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(平22.4)

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ	—			銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

第1表の付表2 (平24.4)

(資4-20-1-3-A4統一)

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入して下さい。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ				銀行 金庫・総合 農協・信協						本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号					
		その他 ()									
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等					

第1表の付表2 (平22.4)

(資4-20-1-3-A4統一)

第1表の付表2 (平成21年4月分以降用)

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相統時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額^㉔」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相統時精算課税適用者等とは、相統時精算課税適用者又は相統税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相統時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△ △		本店・支店 出張所 本店・支所						
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他 ()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の口座番号 (7桁以内)							
	記号番号 (7～13桁)					郵便局名等						

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△ △		本店・支店 出張所 本店・支所						
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
	その他 ()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合							
	記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1				郵便局名等						

記号部分 (5桁) 番号部分 (2～8桁)

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△ △		本店・支店 出張所 本店・支所						
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
	その他 ()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合							
	記号番号 (7～13桁)					ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局						

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(平24.4)

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、**還付金の受取りには預貯金口座**（相統時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額^㉔」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相統時精算課税適用者等とは、相統時精算課税適用者又は相統税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相統時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△ △		本店・支店 出張所 本店・支所						
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×	×
	その他 ()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の 口座番号 (7桁以内)							
	記号番号 (7～13桁)											

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。

口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。

※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△ △		本店・支店 出張所 本店・支所						
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
	その他 ()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合							
	記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1										

記号部分 (5桁) 番号部分 (2～8桁)

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相統時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・信協		△ △		本店・支店 出張所 本店・支所						
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号							
	その他 ()											
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合							
	記号番号 (7～13桁)					ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局						

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(平22.4)

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

										被相続人			
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()	
1 信託の明細													
番号	信託の名称				営業所等の名称及び所在地								
1													
2													
3													
2 信託に関する権利の明細													
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍率	価額		外国税額控除額				
								円		円			
信託に関する権利の価額の合計額等										①	②		
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しない 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。													
3 相続税額等の計算													
③ 相続税の算出税額（第1表の受託者の④又は⑤欄の金額）				④ 相続税額の2割加算額（第1表の受託者の⑩欄の金額）		⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）		⑥ ③+④-⑤の金額					
円				円		円		円					
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算													
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（⑩欄の金額）				⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額		⑨ ⑦の価額に基づく地方 人特別税の額		⑩ 法人税及び事業税等の額の 基となる価額（⑦-⑧-⑨）		⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額			
円				円		円		円		円			
⑫ ⑩の価額に基づく事業税の額				⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額		⑭ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑮ ⑩の金額に基づく市町村民税の額					
円				円		円		円					
⑯ 法人税等控除額（⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）				⑰ ③+④-⑯の金額		⑱ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑱）							
円				円		円							
(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑯又は⑰の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑩欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑧又は⑨の各欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。 5 ⑩欄の金額を第1表の受託者の⑫欄に転記します。⑩欄の金額（⑥-⑱）がマイナスとなるときは「0」と記入します。													
4 信託財産責任負担債務の額の計算													
番号	⑱ ①欄の金額		⑲ ⑱欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額		⑳ ⑱×㉑-⑳の金額		㉒ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉓ 信託財産責任負担債務の額（㉒-㉓）				
	円		円		円		円		円				
信託財産責任負担債務の額の合計額													
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉑欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ㉒欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉓欄の金額（㉒-㉓）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。													

第1表の付表3（平24.4）

（資4-96-A4統一）

受益者等が存しない信託等に係る相続税額の計算明細書

										被相続人			
この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受益者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。										受託者の 名称又は氏名 (法人整理番号)		()	
1 信託の明細													
番号	信託の名称				営業所等の名称及び所在地								
1													
2													
3													
2 信託に関する権利の明細													
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍率	価額		外国税額控除額				
								円		円			
信託に関する権利の価額の合計額等										①	②		
(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。 2 この明細は、相続税の申告書第11表に準じて記入してください。 3 「価額」欄は、当該資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、相続税申告書第13表（債務及び葬式費用の明細書）には記載しない 4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託に関する権利の明細を記載して添付してください。													
3 相続税額等の計算													
③ 相続税の算出税額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の④又は⑤欄の金額）				④ 相続税額の2割加算額（相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の⑩欄の金額）		⑤ 外国税額控除額（②欄の金額）		⑥ ③+④-⑤の金額					
円				円		円		円					
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算													
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額（⑩欄の金額）				⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額		⑨ ⑦の価額に基づく地方 人特別税の額		⑩ 法人税及び事業税等の額の 基となる価額（⑦-⑧-⑨）		⑪ ⑩の価額に基づく法人税の額			
円				円		円		円		円			
⑫ ⑩の価額に基づく事業税の額				⑬ ⑩の価額に基づく地方法人特別税の額		⑭ ⑩の金額に基づく道府県民税の額		⑮ ⑩の金額に基づく市町村民税の額					
円				円		円		円					
⑯ 法人税等控除額（⑪+⑫+⑬+⑭+⑮）				⑰ ③+④-⑯の金額		⑱ 申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）（⑥-⑱）							
円				円		円							
(注) 1 ⑧又は⑨の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 2 ⑯又は⑰の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 3 ⑩欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。 4 ⑧又は⑨の各欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。 5 ⑩欄の金額を相続税申告書第1表又は第1表（続）の受託者の⑫欄に転記します。⑩欄の金額（⑥-⑱）がマイナスとなるときは「0」と記入します。													
4 信託財産責任負担債務の額の計算													
番号	⑱ ①欄の金額		⑲ ⑱欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額		⑳ ⑱×㉑÷㉒の金額		㉓ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額		㉔ 信託財産責任負担債務の額（㉓-㉔）				
	円		円		円		円		円				
信託財産責任負担債務の額の合計額													
(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受益者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します（「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。）。 2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。 3 ㉑欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額（信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額）の合計額を記入します。 4 ㉒欄は、各信託のうち受益者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。 5 ㉓欄の金額（㉑-㉒）がマイナスとなるときは「0」と記入します。 6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。													

第1表の付表3（平22.4）

（資4-96-A4統一）

改 正 後	改 正 前
書 き か た 等 この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「営業所等の名称及び所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 なお、「㊸」欄の金額を第1表の㊸欄に転記します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 (平24.4)	書 き か た 等 この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 各欄の記載については、表面の各欄の（注）にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。 2 「1 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が相続税の申告を行うべき受益者等が存しない信託（相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により被相続人から遺贈により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じ。）について一の信託契約ごとに記入してください。 なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称及び所在地を記入してください。 3 「2 信託に関する権利の明細」には、「1 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入してください。 なお、外国税額控除額は、「1 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入した欄のいずれかにまとめて記入してください。 4 「3 相続税額等の計算」では、相続税額等から控除する、法人税、事業税等の額を計算し、申告納税額（申告期限までに納付すべき税額）を算出します。 なお、「㊸」欄の金額を相続税の申告書第1表又は第1表（続）の㊸欄に転記します。 5 「4 信託財産責任負担債務の額の計算」では、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。 6 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、当該信託の信託に係る被相続人の相続人である場合には、当該信託に係る被相続人から遺贈により取得したとみなされる信託に関する権利に係る受託者の数は、相続税法第15条第2項（（遺産に係る基礎控除））の相続人の数に算入しません。 7 相続税法第9条の4第1項又は第2項の規定により相続税の申告をする受託者が、相続税法第18条に規定する当該相続等に係る被相続人の一親等の血族（当該被相続人の直系卑属が相続開始以前に死亡している場合又は相続権を失った場合には、代襲して相続人となった当該被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合には、相続税法第17条の規定により算出した相続税に対し、相続税法第18条に規定する相続税額の加算を行う必要があります。 (T22.4)

改正後

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

人格のない社団又は財団の名称
(法人整理番号) ()

1 遺贈により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税 評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
5							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	
円	円	円	

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑭×②÷①)	⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)	⑰ 限度額 (⑮の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算

⑱ 相続税の差引税額 (第1表の⑬の金額)	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)	⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)	(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の第1表の⑫欄に転記します。
円	円	円	

第1表の付表4 (平成24.4) (資4-20-1-4-A4統一)

改正前

人格のない社団又は財団に課される相続税額の計算明細書

この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

被相続人

人格のない社団又は財団の名称
(法人整理番号) ()

1 遺贈により取得した財産の明細等

番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額
					固定資産税 評価額	倍数	
1							円
2							
3							
4							
5							
↑ 遺贈により取得した財産のうち、その財産の価額が法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。					合計額		①
上記に記載した財産の価額のうち法人税法の規定により事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額							② 円

2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算

③ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産の価額の合計額 (②欄の金額)	④ ③の価額に基づく事業税の所得割の額	⑤ ③の価額に基づく地方法人特別税の額	⑥ 翌期控除事業税等相当額 (④+⑤)
円	円	円	円
⑦ 法人税及び事業税等の額の基となる価額 (③-⑥)	⑧ ⑦の価額に基づく法人税の額	⑨ ⑦の価額に基づく事業税の所得割の額	⑩ ⑦の価額に基づく地方法人特別税の額
円	円	円	円
⑪ ⑧の金額に基づく道府県民税の法人税割の額	⑫ ⑧の金額に基づく市町村民税の法人税割の額	⑬ 法人税等に相当する額 (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫)	
円	円	円	

3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算

⑭ 相続税の差引税額 (相続税申告書第1表又は第1表(註)の⑬の金額)	⑮ 法人税法の規定により益金の額に算入される遺贈により取得した財産に対応する差引税額 (⑭×②÷①)	⑯ 法人税等に相当する額 (⑬の金額)	⑰ 限度額 (⑮の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額)
円	円	円	円

4 申告納税額(納付すべき税額)の計算

⑱ 相続税の差引税額 (相続税申告書第1表又は第1表(註)の⑬の金額)	⑲ 相続税額から控除する法人税等に相当する額 (⑰の金額)	⑳ 申告納税額 (納付すべき税額) (⑱-⑲)	(注) ㉑の金額を人格のない社団又は財団の相続税申告書第1表又は第1表(註)の⑫欄に転記します。
円	円	円	

第1表の付表4 (平成24) (資4-20-1-4-A4統一)

第2 相続税関係

- 11 -

改正後	改正前
書きかた等 この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、第11表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「⑥」並びに「⑩」及び「⑬」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」及び「⑭」欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「⑫」欄の金額を人格のない社団等の第1表の「⑫」欄に転記します。 (平24.4)	書きかた等 この明細書は、相続税法第 66 条第 1項に規定する代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団（以下「人格のない社団等」といいます。）が遺贈により取得した財産に係る相続税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、相続税の申告書に添付して提出してください。 1 「人格のない社団又は財団の名称」欄には、遺贈により財産を取得した人格のない社団等の名称を記入してください。 2 「1 遺贈により取得した財産の明細等」の「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「価額」欄は、<u>相続税申告書</u>第 11 表に準じて記入してください。 なお、遺贈により取得した財産のうちに、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産については、番号を○で囲んでください。 3 「2 相続税額から控除する法人税等に相当する額の計算」は、相続税額から控除する法人税、事業税等の額を次により計算して記入してください。 (1) 「④」及び「⑤」欄には、「③」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (2) 「⑧」並びに「⑨」及び「⑩」欄には、「⑦」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」並びに地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記入します。 (3) 「⑪」及び「⑫」の欄には、「⑧」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。 4 「3 相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、相続税額から控除する法人税等に相当する額の限度額を計算します。 5 「4 申告納税額（納付すべき税額）の計算」では、申告納税額（納付すべき税額）を計算します。 「⑬」欄の金額を人格のない社団等の相続税申告書第 1表又は第 1表（続）の「⑬」欄に転記します。 (平22.4)

相続税の総額の計算書

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の⑥欄及び⑦欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
① (第1表)	円 0,000	5,000万円 + (1,000万円 × ⑤ 人) = ⑥ 万円		⑦ (① - ⑥)	円 0,000
② (第3表 ⑥/A)	円 0,000	③の人数及び④の金額を第1表⑤へ転記します。		⑧ (⑦ - ④)	円 0,000
④ 法定相続人 (注) 1 参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算	
氏 名	被相続人との 続柄	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③ × ⑤) (1,000円未満切捨て)		⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します)	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
		円 0,000		円 0,000	
法定相続人の数	④ 人	合計	1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	円 00
				⑨ 相続税の総額 (⑧の合計額) (100円未満切捨て)	円 00

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場合には、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうち農業相続人がある場合は、⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記するとともに、⑪欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	300,000千円 以下	300,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	50%
控 除 額	－ 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	47,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額 ⑨欄の金額×税率－控除額＝⑩欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額（⑦欄）は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について
相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。(資4-29-2-A4続)

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額より大きいときは0)	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		円	
円	円	円	円		円	
00		,000				
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑬		円	
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑭		円	
(注) ⑭の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。						

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額より大きいときは0)	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		円	
円	円	円	円		円	
00		,000				
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑬		円	
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑭		円	
(注) ⑭の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。						

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑬の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表(平24.4)

(資4-20-6-1-A4統一)

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合（この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額より大きいときは0)	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		円	
円	円	円	円		円	
00		,000				
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩又は⑪の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑬		円	
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑭		円	
(注) ⑭の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。						

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合（この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。）						
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) 〔配偶者の法定相続分〕 _____,000円× $\frac{\square}{\square}$ = _____円 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円		⑦※		円
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額		⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①－④＋⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②－③)の金額 (③の金額より大きいときは0)	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ ④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額	⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)	⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		円	
円	円	円	円		円	
00		,000				
配偶者の税額軽減の限度額	(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑬		円	
(_____円 - _____円)						
配偶者の税額軽減額	(⑩の金額と⑬の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑭		円	
(注) ⑭の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。						

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑩、⑪及び⑬の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

第5表(平22.4)

(資4-20-6-1-A4統一)